

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I（略）</p> <p>II. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-1～II-3-2（略）</p> <p>II-3-3 保険募集態勢</p> <p>II-3-3-1 適正な保険募集態勢の確立</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 少額短期保険募集人の教育、管理、指導</p> <p>①（略）</p> <p>② 募集に関する法令等の遵守、契約に関する知識等、顧客情報の取扱い等について、社内においてマニュアル等により制度化されているか。また、指導基準が明確化され、所属代理店に対して教育、管理、指導が適切に行われているか。保険商品のそれぞれの商品特性に応じた保険契約者の利用が行われるよう、多様化・複雑化した保険商品に関する十分な知識の付与及び適切な募集活動のための十分な教育が行われているか。</p> <p>特に法定限度額の令第38条の9及び規則第211条の31に規定する一の被保険者に係る保険金限度額及び一の保険契約者に係る被保険者の総数の限度についての教育等を徹底しているか。さらに、意図的に保険契約者を親族名にする等により、令第38条の9及び規則第211条の31の規定の潜脱が行われないように留意した教育・管理・指導を行っているか。</p> <p>③～⑩（略）</p>	<p>I（略）</p> <p>II. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-1～II-3-2（略）</p> <p>II-3-3 保険募集態勢</p> <p>II-3-3-1 適正な保険募集態勢の確立</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 少額短期保険募集人の教育、管理、指導</p> <p>①（略）</p> <p>② 募集に関する法令等の遵守、契約に関する知識等、顧客情報の取扱い等について、社内においてマニュアル等により制度化されているか。また、指導基準が明確化され、所属代理店に対して教育、管理、指導が適切に行われているか。保険商品のそれぞれの商品特性に応じた保険契約者の利用が行われるよう、多様化・複雑化した保険商品に関する十分な知識の付与及び適切な募集活動のための十分な教育が行われているか。</p> <p>特に法定限度額の令第1条の6、令第38条の9及び規則第211条の31に規定する一の被保険者に係る保険金限度額及び一の保険契約者に係る総保険金額の上限についての教育等を徹底しているか。さらに、意図的に保険契約者を親族名にする等により、令第1条の6、令第38条の9及び規則第211条の31の規定の潜脱が行われないように留意した教育・管理・指導を行っているか。</p> <p>③～⑩（略）</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>II-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) 法第300条第1項第1号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。</p> <p>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>(ケ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項</p> <p>(注) 法令で注意喚起することとされている事項には、以下の例示を含む。</p> <p>a. ～b. (略)</p> <p>c. 一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、<u>原則 1,000 万円</u>を上限とすること。(規則第211条の30第3号ロ)</p> <p>d. 一の保険契約者について引き受けるすべての保険の被保険者の総数は <u>100 名</u>が上限であること。(規則第211条の30第3号ハ)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>II-3-5 顧客保護等</p>	<p>II-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) 法第300条第1項第1号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。</p> <p>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>(ケ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項</p> <p>(注) 法令で注意喚起することとされている事項には、以下の例示を含む。</p> <p>a. ～b. (略)</p> <p>c. 一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、<u>2,000 万円</u>（<u>低発生率保険以外のすべての保険の保険金額の合計額は、1,000 万円</u>）を上限とすること。(規則第211条の30第3号ロ)</p> <p>d. 一の保険契約者について引き受ける令第1条の6各号に掲げる保険区分に応じた保険金額の合計額は、<u>原則令第38条の9第1項に定める上限総保険金額</u>が上限であること。(規則第211条の30第3号ハ)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>II-3-5 顧客保護等</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-1(略)</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少額短期保険業者は、令第 38 条の 9 に規定する一の保険契約者についての一の被保険者あたりの保険金限度額及び一の保険契約者に係る被保険者の総数並びに規則第 211 条の 30 に規定する一の被保険者に係る保険金限度額及び一の保険契約者に係る被保険者の総数の範囲内で保険の引受けを行わなければならない。このため、日々変動する一の被保険者に係る保険金額及び一の保険契約者に係る被保険者の総数をシステム等の方法により名寄せや集計を行ったうえでの確に把握し、その情報を確実に利用しつつ、保険引受け判断を行うことを徹底するなど、法定の範囲内での保険の引受けを行うための適切な措置を講じているか。</p> <p>(3)～(16) (略)</p>	<p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-1(略)</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少額短期保険業者は、<u>令第 1 条の 6 及び</u>令第 38 条の 9 に規定する一の保険契約者についての一の被保険者あたりの保険金限度額及び一の保険契約者に係る<u>総保険金額の上限</u>並びに<u>規則第 211 条の 31</u>に規定する一の被保険者に係る保険金限度額及び一の保険契約者に係る<u>総保険金額の上限</u>の範囲内で保険の引受けを行わなければならない。このため、日々変動する一の被保険者に係る保険金額及び一の保険契約者に係る<u>総保険金額</u>をシステム等の方法により名寄せや集計を行ったうえでの確に把握し、その情報を確実に利用しつつ、保険引受け判断を行うことを徹底するなど、法定の範囲内での保険の引受けを行うための適切な措置を講じているか。</p> <p>(3)～(16) (略)</p>
<p>Ⅲ. 少額短期保険業者の監督にかかる事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等にかかる事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1～Ⅲ-2-14 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅲ. 少額短期保険業者の監督にかかる事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等にかかる事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1～Ⅲ-2-14 (略)</p> <p>Ⅲ-2-15 保険契約の移転</p> <p>「<u>総合指針Ⅲ-2-19 保険契約の移転</u>」に準じて取扱うものとする。</p>